三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十五年三月
四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。
五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○関東地方整備局告示第四百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月二十八日
関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百二十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東金市山田字坂東二一二番二から同市丘山台一丁目一〇番まで	前	三〇・〇〇～九九・四一メートル
	後	〇〇・七三〇～〇〇・七三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第四百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月二十八日
関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市原市山小川字関谷八四一番四から同市山小川字関ノ代八二二番一まで	前	六六・四八～一七八・七八メートル
	後	〇〇・〇三〇～〇〇・〇三〇キロメートル
市原市大和田字神山五七七番四から同市大和田字東山四九五番一まで	前	五八・五九～二〇六・五六メートル
	後	三七・五〇～一七・九二メートル
市原市大和田字緑岡三七八番六から同市大和田字緑岡三七八番一四まで	前	四八・九〇～一四二・二〇メートル
	後	〇〇・二四五～〇〇・二四五キロメートル
市原市山口駒込久保外部田岩藪字三重山二一番四から同市山口字上竹ノ堀九五六番一まで	前	三六・〇三～二〇五・一三メートル
	後	四三・二一～二三三・一三メートル
	前	五七・二四～九一・四三メートル
	後	五七・八〇～九八・三三メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月二十八日
中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
益田市安富町三八二番一から同市安富町三四番四まで	前	八・一九～八・六九メートル
	後	八・六七～二二・六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月二十八日
中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市安富町三八二番一から同市安富町三四番四まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月二十八日
四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び三百八十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県高岡郡四万十町平串字障子田三四七番一から同町平串字今宮田三〇七番一まで	前	二三・四一～五〇・九〇メートル
	後	二一・八二～五一・二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月二十八日
四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十一号	高知県高岡郡四万十町平串字障子田三四七番一から同町平串字今宮田三〇七番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十八日